

東京都地方独立行政法人評価委員会委員名簿

平成17年10月14日現在

	氏名	役職
試験研究分科会	泉澤 俊一	あずさ監査法人 パブリックセクター副部長・代表社員
	板生 清	東京大学名誉教授
	井上 裕之	東京商工会議所副会頭
	管野 吉信	日刊工業新聞社編集局中小企業部長
	鞠谷 雄士	東京工業大学大学院教授
公立大学分科会	青木 利晴	株式会社NTTデータ相談役
	柴崎 信三	日本経済新聞社論説委員
	西尾 茂文	東京大学副学長
	芳賀 徹	京都造形芸術大学学長
	原島 文雄	東京電機大学学長
	米本 恭三	前都立保健科学大学学長
	和田 義博	日本公認会計士協会理事

(五十音順 敬称略)

設置の根拠

地方独立行政法人法第11条に基づき、知事の附属機関として設置
 評価委員会の組織及び委員など必要事項は東京都地方独立行政法人評価委員会条例で規定

委員会の概要

組織

- ・委員14人以内
- ・経営、教育研究又は試験研究に関し学識経験等を有する者のうちから、知事が任命
- ・任期は2年（再任可）
- ・特別の事項を調査審議させるため、臨時委員を置くことができる

議事

- ・知事が招集
- ・開会には過半数の委員の出席が必要
- ・出席委員の過半数で議決

主な権限

- 知事による中期目標の作成・変更の際の意見
- 法人による中期計画の作成・変更に対して知事が認可する際の意見
- 各事業年度及び中期目標期間における業務実績についての評価
- 業務実績の評価結果を踏まえた法人に対する業務運営の改善勧告
- 知事による財務諸表の承認の際の意見
- 役員の報酬等の支給基準に関する知事に対する意見の申出

分科会の設置

専門的事項に関する調査審議を分掌するため分科会を設置

- ・試験研究を調査審議する「試験研究分科会」
- ・大学の設置及び管理を審議する「公立大学分科会」

事項により分科会の議決をもって委員会の議決とすることが可

（別紙、「東京都地方独立行政法人評価委員会運営要綱（案）」参照）

議事（招集権者、定足数、議決方法）等は、委員会と同じ

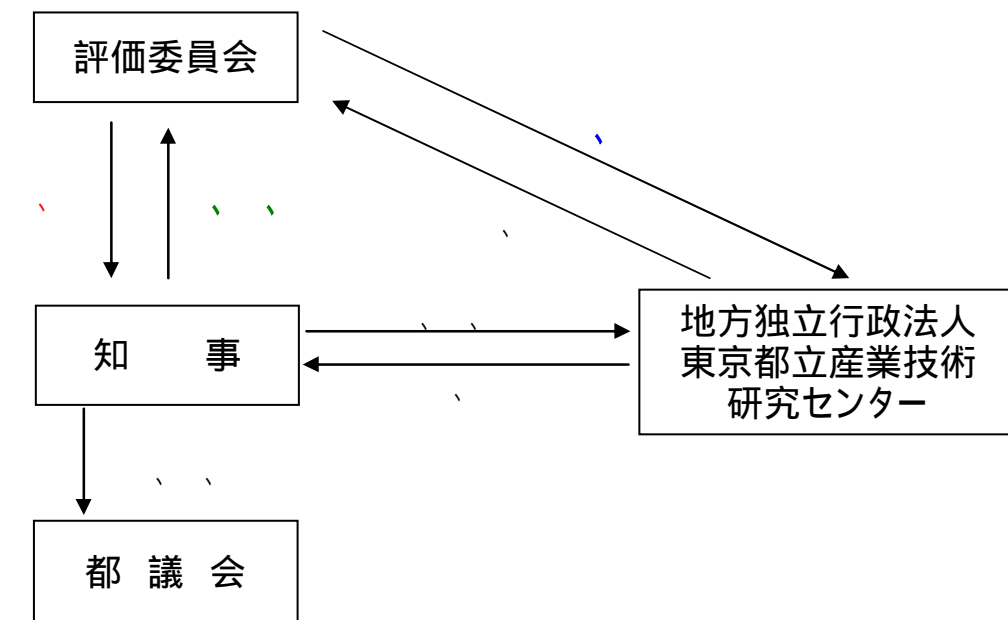
地方独立行政法人法
 第十一条

設立団体に、地方独立行政法人に関する事務を処理させるため、執行機関の附属機関として、地方独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

- 2 評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 地方独立行政法人の業務の実績に関する評価に関すること。
 - 二 その他この法律又は条例によりその権限に属させられた事項を処理すること。
- 3 前項に定めるもののほか、評価委員会の組織及び委員その他の職員その他評価委員会に関し必要な事項については、条例で定める。

地方独立行政法人 関係機関相関図

（中期目標・中期計画・年度計画関係のみ）



中期目標の指示の際の意見聴取
中期目標指示
中期計画の作成・変更の認可
中期計画の認可の際の意見聴取
年度計画の届出
年度評価（依頼）
年度評価結果通知、勧告
年度評価結果報告
年度評価結果報告
中期目標に係る事業報告書の提出
中期目標に係る事業報告書の提出に関する報告
中期目標に係る評価（依頼）
中期目標に係る評価結果通知、勧告
中期目標に係る評価結果報告
中期目標に係る評価結果報告
業務を継続させる必要性等を検討し、所要の措置を行う際の意見聴取
業務を継続させる必要性等を検討し、所要の措置を行う

上記の他、17年度に委員会に付議する必要がある事項としては、「業務方法書」、「役員報酬基準」に対する意見の付与がある。

東京都地方独立行政法人評価委員会運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、東京都地方独立行政法人評価委員会規則(平成17年東京都規則第192号)第4条の規定に基づき、東京都地方独立行政法人評価委員会(以下「委員会」という。)の運営に関し必要な事項を定める。

(会議の公開)

第2条 委員会の会議は、公開して行う。ただし、委員会において非公開とすることが適当であると認める案件については、この限りではない。

(傍聴人に対する指示)

第3条 委員長は、傍聴人が会議の進行を妨害する行為をしたと認めるときは、傍聴人に対し、退場を命じることができる。

(議事録等)

第4条 委員会の議事録及び会議で使用した資料は、公表する。

(分科会の議決)

第5条 東京都地方独立行政法人評価委員会条例(平成16年東京都条例第118号)第5条第6項において規定する、分科会の議決をもって委員会の議決とすることができる事項については、別表のとおりとする。

附 則

この要綱は、平成17年10月14日から施行する。

別表

事 項	根拠法
業務方法書に対して知事が認可する際の意見	地方独立行政法人法第22条第3項
限度額を超えて短期借入をするに当たって知事が承認する際の意見	地方独立行政法人法第41条第4項
短期借入の借換に当たって知事が認可する際の意見	地方独立行政法人法第41条第4項
特定地方独立行政法人の役員の報酬等の支給基準に関する知事に対する意見の申出	地方独立行政法人法第49条第2項
一般地方独立行政法人の役員の報酬等の支給基準に関する知事に対する意見の申出	地方独立行政法人法第56条第1項

産業技術研究所改革とこれまでの経緯

年月日	提言主体	項目	主な内容
平成 12 年 12 月	平成 12 年度 行政評価制 度の試行に おける評価 結果報告書	特定の課題「試験 研究機関の運営」 に関する事務事業 (提言) 産業技術研究所の 運営	評価 研究所の運営形態も含め、民間活力を導入した支援を検討していく必要がある。
	都庁改革ア クションプ ラン (都政改革 ビジョン)	試験研究機関の活 性化 (提言) 103 実効性ある評 価制度の導入	組織形態のあり方 研究の有効性や成果について客観的に評価を行うとともに、それを踏まえて業務継続の必要性や組織形態のあり方(財団法人化等)について定期的に見直しを行います。
平成 14 年 2 月 20 日	平成 13 年度 東京都包括 外部監査	試験研究機関の管 理運営について (提言) 1 試験研究機関 の設置形態につ いて	運営のあり方 (1) 発生主義会計による実効性のある費用対効果分析に基づく、事業運営の改善 (2) 外部資金の弾力的な受入れ (3) 組織・人事管理の再構築 財政会計制度や人事制度を抜本的に改めるためには、弾力的・効率的で透明性の高い試験研究機関の運営が可能となる地方版独立行政法人制度の導入を検討されたい。
平成 15 年 11 月	第二次都庁 改革アクシ ョンプラン	行政機関のあり方 の見直し (現状と課題)	試験研究機関のあり方 試験研究機関の廃止、統合、公益法人化、民営化などについて検証した上で、地方独立行政法人制度の導入を検討することが求められています。 これらの動きを踏まえ、都の試験研究機関のあり方について検討する必要があります。
		行政機関のあり方 の見直し (改革の方針)	試験研究機関のあり方 試験研究機関については、地方独立行政法人法の制定を契機として、事業の必要性や運営形態など、そのあり方を検討し、方向を示します。
		行政機関のあり方 の見直し (実施計画)	試験研究機関のあり方 (産業技術研究所のあり方) 全庁的な検討を踏まえ、他の研究機関、企業、大学などの連携を一層強化するため、地方独立行政法人など運営形態を含め、あり方を検討し、ふさわしい形態に移行します。(平成 18 年度)